

第20回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年4月18日
 告示番号 第5号
 会議年月日 令和5年4月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 事 濱 夏海

本日の案件 第20回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時45分

議 長	<p>本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第20回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、13番 佐藤 和威治 委員より遅れる旨の届け出がありました。</p>
議 長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に19番 佐藤 洋子 委員、20番 遠藤 勝幸 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、濱主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>審議に入ります。 「報告第44号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局 長	<p>事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第44号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から11ページの第32号までの32件、32名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年4月17日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第44号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第44号の質疑を終わります。

次に、「報告第45号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

12ページをご覧ください。

報告第45号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第4号までの4件4筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の

議 長

内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時現地確認をお願いいたします。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための切土が1件、農業用施設の整備が3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第45号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第45号の質疑を終わります。

次に、「報告第46号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

13ページをお開き願います。

報告第46号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

本件は、花泉地域に係る取下げ3件で、同一事業者によるものです。取下げ願出人は、太陽光発電設備を設置するため転用申請し、令和3年6月25日の農業委員会総会で許可相当と決しましたが、申請時に借入を予定していた金融機関からの融資を受けられなくなったため、許可申請書の取下願出書を提出したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第46号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

21番
畠山 潔 委員
議 長
局 長 補 佐

同一事業者の内容のようですが、断られた理由と許可を受けて何年のうちに実施しなければならないのか説明をお願いします。

事務局、答弁願います。

理由については、諸般の事情によることで融資を受けられなかったとのことで詳細な理由は当方でも把握していません。

農業委員会総会で許可して、県で審査中に融資の雲行きが怪しくなり、県の許可が下りないまま取下申請となったものです。

議 長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第46号の質疑を終わります。

議 長
局 長

次に、「議案第132号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

14ページをご覧ください。

議案第132号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請8件です。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあり、前借受人が死亡したことから、近隣の借受人が新たに使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年4月30日までの5年間となっております。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和7年12月31日までの2年8か月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲受人が昨年まで貸借していましたが、譲渡人が病気治療のため貸借を更新せず売買を希望したことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

15ページをご覧ください。

第4号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年8か月間で、賃借料は物納となっております。

第5号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年4月25日までの5年間で、賃借料は物納となっております。

16ページをご覧ください。

第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年12月31日までの5年8か月間となっております。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第8号については、譲渡人が遠方に居住しており、相続人もい

ないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により住宅とともに農地を取得し耕作管理するもので、農地の売買金額は記載のとおりとなっております。

17ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第9号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年4月30日までの1年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第10号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は進入路も含め記載のとおりとなっております。

第11号については、相続人不存在の農地であり、近隣の譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は原野も含め記載のとおりとなっております。

18ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請7件です。

第12号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢であることから、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により取得しようとするものです。

19ページをご覧ください。

第13号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、近隣の譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第14号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

19ページから20ページをご覧ください。

第15号及び第16号については、譲渡人が遠方に居住し、高齢のため耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第17号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢であることから、農業後継者である譲受人が生前贈与により取得しようとするものです。

21ページをご覧ください。

第18号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、

借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年3月31日までの4年11か月間となっております。

21ページから22ページをご覧ください。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第19号については、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第20号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が自宅近くの農地を取得し、作業の効率化を図るため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

23ページをご覧ください。

第21号については、譲渡人が自宅から遠い農地を手放し、作業の効率化を図りたいことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、川崎地域に係る申請1件です。

第22号については、貸付人が申請農地での耕作をやめたことから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年4月30日までの1年間で、賃借料は物納となっております。

23ページから24ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第23号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢により耕作管理が困難になったことから、農業後継者である譲受人が引き続き耕作管理するため贈与により取得しようとするものです。

以上、23件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第132号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

議 長

14番

佐藤 宗雄 委員

現地調査日、令和5年4月12日、水曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 佐藤圭一委員、そして私 佐藤でございます。

農地利用最適化推進委員 大越、菅原委員、事務局職員 千葉主任主査、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

4番

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

小澤 仁 委員

現地調査日、令和5年4月11日、火曜日、午前8時45分より行いました。

調査員、農業委員 私 小澤です。

農地利用最適化推進委員 千葉、佐藤、事務局職員 千葉主任主査、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第9号から第11号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

3番

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐藤 喜明 委員

現地調査日、令和5年4月11日、火曜日、午後1時40分より、農業委員 私と農地利用最適化推進委員の及川、小野寺、支所職員 島山産業建設課課長補佐と行いました。

報告内容、第12号から第18号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

8番

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

千田 幹雄 委員

現地調査日、令和5年4月11日、火曜日、午前9時30分より、

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

現地調査員、農業委員 私 千田と農地利用最適化推進委員 千葉、小野、支所職員 小山産業建設課主任主査で行いました。

報告内容、第19号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年4月11日、火曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 菅原委員、支所職員 千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第20号から第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域の担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

20番
遠藤 勝幸 委員

調査日、令和5年4月11日、火曜日、午後1時30分より、調査員は農業委員として私 遠藤、農地利用最適化推進委員 今野、小野寺、事務局職員 千葉主任主事、濱主事で行いました。

第22号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

18番
佐々木 栄一 委員

調査日は令和5年4月11日、火曜日、午前8時45分より、

調査員は農業委員として私 佐々木、農地利用最適化推進委員 畠山、菅原、支所職員 阿部産業建設課主事で行いました。

第23号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確

議 長

認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

16番
及川 治雄 委員

第19号の議案と現地調査書の面積が違いますので確認をお願いします。

局 長

松倉124-1と257-1の畑の面積が違いますので、確認のためお時間をいただきます。

議 長
議 長

後ほど回答いたさせます。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第132号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第132号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第133号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

25ページをお開き願います。

議案第133号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の2件です。

第1号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、申請人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

議 長

14番
佐藤 宗雄 委員

議 長

議 長

議 長

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

以上、2件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第133号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、一関ICから北西に約8.2kmの位置にあり、周囲は北及び東側が原野、西側が農地、南側が国道となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。第2号、申請地は、一関ICから南東に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が農地、南側が水路、西側が宅地および雑種地となっている。

申請人が共同住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第133号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議長
議長
局長補佐

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第133号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

26 ページをお開き願います。

議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請5件です。

第1号は、借受人が通路、庭を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が宅地分譲地5区画を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

27 ページをお開き願います。

第4号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請3件です。

第6号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

議 長
局 長
議 長
16番
及川 治雄 委員
議 長

14番
佐藤 宗雄 委員

28 ページをお開き願います。
第7号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
第8号は、借受人が太陽光発電設備の管理スペースを整備するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
次に、川崎地域に係る申請1件です。
第9号は、譲受人が資材置き場を設置するため転用申請するものです。
農地区分は、第2種農地と判断しました。
なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。
以上、9件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。
以上で説明を終わります。
以上で「議案第134号」の説明を終わります。
それでは、局長より議案第132号第19号にかかる及川委員の質問に答えます。
大変申し訳ございませんでした。
調査報告書のほうが数字を間違えておりまして、議案書のと通りの面積でした。
よろしいですね。
了解しました。
それでは戻ります。
「議案第134号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
最初に、一関地域担当委員の方、報告をお願いします。
(佐藤 和威治 委員 入室)
一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、西側が道、東側及び南側が市道となっております。

議 長
4 番
小澤 仁 委員

申請人が宅地進入路にする計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第2号、申請地は、JR一ノ関駅から北西に約3.1kmの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東及び西側が農地、南側が道となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

第3号、申請地は、一関市役所から南西に約900mの位置にあり、周囲は北側が水路、東及び南側が宅地、西側が農地となっております。

申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

第4号、申請地は、一関ICから南に770mの位置にあり、周囲は北側が農地、西側が市道、東及び南側が宅地となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はないと思われま

第5号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約3.2kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東及び西側が農地、南側が市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号、申請地は、JR清水原駅から東に約1.6kmの位置にあり、周囲は北、南側が農地、東側が道、西側が水路及び農地となっております。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみである。切土・盛土は行わず現状と同じく自然浸透とすることから周辺農地に影響はない。

第7号、申請地は、JR油島駅から南西に約2.1kmの位置にあ

議 長
20番
遠藤 勝幸 委員

り、周囲は北、東及び西側が宅地、南側が県道となっております。

申請人が駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はない。

第8号、申請地は、JR花泉駅から南西に約920mの位置にあり、周囲は北、南、西側が山林及び牧場、東側が山林及び公衆用道路となっております。

申請人が太陽光発電設備の管理スペースを整備する計画であり、排水は現状の土側溝を整備して事業用地に隣接している溜池と、道路側溝にすることから周辺農地に影響はない。

なお、本工事は令和4年9月の総会において5条許可相当としたものの付帯工事である。

以上です。

ありがとうございました。

次に、川崎地域担当委員の方、報告をお願いします。

川崎地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、川崎支所から東に約720mの位置にあり、周囲は北側が農地、東及び南側が県道、西側が用悪水路となっております。

申請人が資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

議 長
16番
及川 治雄 委員

第2号について質問します。

太陽光発電パネルを設置するにあたり、隣接地が日陰にならないか確認しましたか。

議 長
14番
佐藤 宗雄 委員
議 長

一関地域担当調査員 回答をお願いします。

現地調査で日陰にならないこと確認しました。

現地調査で日陰にならないことを確認したとのことでした。

局長 補佐

その他ございませんか。

一般論で申し上げます、高さがある太陽光発電は営農型でパネルの下で作物の栽培を行う場合は、トラクターとかが通れる高さとなります。

一般的な太陽光発電の場合は、地面に近い状態で設置することから周辺農地に日射量の影響がおよぶことがないと考えられます。

議長

よろしいですね、
あとございませんか。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第134号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第134号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第135号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

29ページをお開き願います。

議案第135号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

第1号は、申請人が建売分譲住宅4棟を建築するため令和3年7月30日付けで転用許可を受けていましたが、コロナ禍で工事着手が遅れたため工事期間を延長するものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、「議案第135号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

議 長
議 長
局 長 補 佐

「議案第 135 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 135 号」を許可相当と決します。

次に、「議案第 136 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

30 ページをお開き願います。

議案第 136 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

31 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 39 件、所有権移転が 5 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 13 件、集団案件一括方式が 217 件です。

最初に貸借権設定ですが、

第 1 号から 33 ページの第 6 号までの 6 件は、一関地域に係る申請です。

第 7 号及び 34 ページの第 10 号から 45 ページの第 34 号までの 26 件は、花泉地域に係る申請です。

第 35 号から 46 ページの第 37 号までの 3 件は、大東地域に係る申請です。

第 38 号は、東山地域に係る申請です。

47 ページをお開き願います。

第 39 号から第 40 号までの 2 件は、室根地域に係る申請です。

第 41 号は、藤沢地域に係る申請です。

48 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号は、室根地域に係る申請です。

第 3 号から 49 ページ第 5 号までの 3 件は、藤沢地域に係る申請です。

50 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号から第 3 号までの 3 件は、一関地域に係る申請です。

51 ページをお開き願います。

第4号は、花泉地域に係る申請です。

第5号から 52 ページ第6号までの2件は、室根地域に係る申請です。

第7号は、川崎地域に係る申請です。

53 ページをお開き願います。

第8号から 54 ページ第13号までの6件は、藤沢地域に係る申請です。

55 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から 86 ページ第218号まで、217件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第136号」の説明を終わります。

なお、〔貸借権設定〕 第38号について、鈴木 弘也 委員が〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕 第103号、第133号、第153号について、佐々木 栄一委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第136号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔貸借権設定〕 第38号、〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕 第103号、第133号、第153号を除き可と決する方は挙手願います。

（挙手満場）

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第136号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を〔貸借権設定〕 第38号、〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕 第103号、第133号、第153号を除き可と決します。

議	長	次に、「議案第 136 号」〔貸借権設定〕第 38 号について審議いたします。
		鈴木 弘也 委員は退室願います。 (午後 2 時 45 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 136 号」〔貸借権設定〕第 38 号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 136 号」〔貸借権設定〕第 38 号を可と決します。
		鈴木 弘也 委員は入室願います。 (午後 2 時 47 分 入室)
議	長	鈴木 弘也 委員に申し上げます。
		「議案第 136 号」〔貸借権設定〕第 38 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 136 号」〔農地中間管理事業関係 (集団案件 一括方式)〕 第 103 号、第 133 号、第 153 号について審議いたします。
		佐々木 栄一 委員は退室願います。 (午後 2 時 48 分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 136 号」〔農地中間管理事業関係 (集団案件 一括方式)〕 第 103 号、第 133 号、第 153 号について、可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 136 号」〔農地中間管理事業関係 (集団案件 一括方式)〕 第 103 号、第 133 号、第 153 号を可と決します。
		佐々木 栄一 委員は入室願います。

議長

(午後 2 時 50 分 入室)

佐々木 栄一 委員に申し上げます。

「議案第 136 号」〔農地中間管理事業関係（集団案件 一括方式）〕 第 103 号、第 133 号、第 153 号は可と決しました。

議長

次に、「議案第 137 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

87 ページをお開き願います。

議案第 137 号 農用地利用配分計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長より、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

89 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が 5 件です。

第 1 号から 91 ページ第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

以上、申請の内容については記載のとおりです。また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましても、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で説明を終わります。

以上で、「議案第 137 号」の説明が終わります。

なお、〔農地中間管理事業関係配分計画案〕について、11 番山本 佳範 委員が農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたします。

山本 佳範 委員は退室願います。

(午後 2 時 51 分 退室)

議長

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 137 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 137 号」を許可相当と決します。

山本 佳範 委員は入室願います。

議長

(午後 2 時 52 分 入室)

山本 佳範 委員に申し上げます。

「議案第 137 号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を許可相当と決しました。

議長

次に、「議案第 138 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

92 ページをお開き願います。

議案第 138 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は 4 件で、一関地域 1 件、花泉地域 2 件、藤沢地域 1 件です。

いずれの案件も、農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第 138 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

14 番

佐藤 宗雄 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては 3 条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第 1 号、申請地は、一関 I C から南に約 770 m の位置にあり、周囲は北側が農地、西側が市道、東側及び南側が宅地となっております。

昭和 47 年頃から建物敷地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

申請人が宅地進入路にする計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域担当委員の方、報告をお願いします。

4番
小澤 仁 委員

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請地は、JR油島駅から南東に約2.5kmの位置にあり、周囲は北側が市道、東側が宅地、南側が山林、西側が農地となっております。

昭和61年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、JR花泉駅から南西に約1.6kmの位置にあり、周囲は北側が道及び原野、東側が山林、南側が原野、西側が宅地となっております。

境田43-1は平成9年の取得時から既に原野化しており、境田43-3は昭和58年頃から宅地の一部として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

18番
佐々木 栄一 委員

次に、藤沢地域担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

第4号、申請地は、藤沢支所から西に約5.0kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が山林、宅地、東側は宅地、西側は公衆用道路となっております。

昭和43年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

13番
佐藤 和威治 委員

第3号 境田43-1は平成9年取得時点から原野化していたとの理由が記載されているわけですが、取得は売買、相続どちらだったのでしょうか。

仮に他の方から売買で所有権移転している場合、この理由からだど原野化していたが畑で買いましたということでしょうか。

議 長

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。

売買による取得です。おっしゃるとおりの矛盾は確かにありますが、経過は20年以上も前のことで経緯については調べかねたところでございます。

20年以上前から農地性は失われていたということです。

以上です。

議長

よろしいですね。

その他ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第138号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手多数)

議長

挙手多数と認めます。

よって、「議案第138号」を可と決します。

議長

次に、「議案第139号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

94 ページをお開き願います。

議案第139号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

95 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は35件で、一関地域34件、花泉地域1件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で、「議案第139号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長 (なしの声あり)
審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長 (異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第 139 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の
交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

議 長 (挙手満場)
挙手満場と認めます。
よって、「議案第 139 号」を可と決します。

議 長 次に、「議案第 140 号 令和 5 年度一関市農業委員会の最適化
活動の目標の設定等の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 97ページをお開き願います。
議案第140号 令和 5 年度一関市農業委員会の最適化活動の目
標の設定等の決定について内容をご説明いたします。
これは、令和 4 年度より作成及び公表が義務付けられているも
のです。
本日お配りいたしました議案別冊の 1 ページをお開き願いま
す。
このページは、農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要
でありますので、お目通しいただきたいと思います。
議案別冊の 2 ページをお開き願います。
最適化活動の成果目標についてご説明いたします。
農地の集積についてです。
令和 4 年度末における当市の農地集積率は、55.3%です。
農地集積の目標であります、市が作成した一関市農業経営基
盤の強化に関する基本的な構想においては、目標年次が令和12年
度、目標集積率が85%に設定されていることから、農業委員会と
してもこれを目指していくことになります。
令和 5 年度の新規集積面積は、過去 3 年間の平均値である85ha
とし、目標集積率は55.8%と設定しました。これは、各委員に設
定していただく目標の合計値の目安となるものです。
次に、遊休農地の解消についてです。
令和 4 年度末の 1 号遊休農地面積は22haでした。令和 3 年度末
より14ha少なくなっておりますが、増減の内訳としては令和 3 年
度末の遊休農地が25ha減り、新規に11haの遊休農地が発生したも
のです。

国が示した遊休農地の解消目標は、令和3年度末の1号遊休農地を5年間で解消すること及び令和4年度以降に発生した遊休農地を1年間で解消するというものです。

令和3年度末の1号遊休農地面積は36ヘクタールで、昨年从去年から毎年7.2haの解消を目標としていますので、本年度の解消目標も7.2haとなります。

併せて、令和4年度に新規発生した11haの解消も目標となるものです。

議案別冊の3ページをお開き願います。

次に、新規参入の促進についてです。

現状及び課題は記載の通りです。

目標については、新規参入者への貸し付けについて、同意を得て公表する面積を設定するもので、把握可能な過去3年間の農地の権利移動面積の平均の1割以上とすることが義務付けられており、本年度の目標は30.2haとなります。

続きまして、最適化活動の活動目標についてご説明いたします。

推進委員等が最適化活動を行う日数目標についてです。

各委員の活動日数については、昨年同様、月10日に設定しました。

農地の見守り活動等、日常的な活動が活動日数として計上できますので、活動記録簿の提出について、ご協力をお願いします。

次に、活動強化月間の設定目標についてです。

昨年度から、年間3か月の活動強化月間の設定が義務付けられました。取り組み内容は昨年同様、7月を「遊休農地解消に向けた啓発活動強化月間」、11月を「農地利用集積強化月間」、12月を「新規就農者の相談活動強化月間」とするものです。

最後に、新規参入相談会への参加目標についてです。

これにつきましても、昨年度から参加を義務付けられております。

活動内容としては、一関地方農林振興協議会で毎月開催している新規就農ワンストップ相談会に出席し、新規就農者の指導をしていただくものです。

相談希望者が確定するのが直前となることが多く、出席委員の選定も直前となってしまいますが、可能な範囲でのご協力をお願いします。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第140号」の説明を終わります。 審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 140 号 令和5年度一関市農業委員会の最適化活動の目標の設定等の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第140号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第 141 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐		<p>97ページをお開き願います。</p> <p>議案第141号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について内容をご説明いたします。</p> <p>旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整について、別紙のとおり調整が困難であるが、申し出のあった農用地は農用地区域内農地であり、認定農業者に集積を図るべきであることから、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき買入協議を行う旨の通知をするよう一関市長に要請することについて、可否の決定を求めるものです。</p> <p>協議内容の詳細は、99ページに記載のとおりです。</p> <p>補足といたしまして、通常の認定農業者への農用地売買でも800万円の譲渡所得の控除が受けられますが、本制度に該当した場合、1,500万円の控除を受けることができるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第141号」の説明を終わります。 審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第141号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に対する可否の決定について」を可と決する方は挙手願います。</p>

議 長
議 長

(挙手満場)
挙手満場と認めます。
よって、「議案第141号」を可と決します。
以上で議案審議が終了いたしました。
第20回一関市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。
(午後 3 時13分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員